. 環境行政の概要

1. 塩竈市環境基本条例

平成12年6月22日条例第31号

目 次

前文

第1章 総則(第1条~第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条~第10条)

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策(第11条~第25条)

第4章 環境審議会(第26条~第33条)

附則

わたしたちのまち塩竈は、豊かな自然の恵みの中で、発達を続けてきた。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の拡大やわたしたちの生活様式の変化などに伴い、環境への 負荷が増加し、従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市、生活型の公害や身近な自然の減少な どの問題が顕在化してきている。

さらには、一人ひとりの日常の生活や都市の活動そのものが、直接、間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に引き継いでいく使命を有している。

特に、わたしたちは、豊かな海の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力により歴史や文化が築き上げられ、かつ、守られてきた恵沢によって日々の暮らしが支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、将来の世代に引き継いでいかなければならないという責任と義務を担っていることを忘れてはならない。

このような認識のもと、わたしたちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この塩竈が、人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市となることをめざし、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、海と歴史や文化が調和する塩竈の風土を永遠に継承することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の 支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産、並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。 (基本理念)
- 第3条 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と 自然が健全に共生できるような環境を実現すると共に、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるように、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境の復元力に限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって、 行わなければならない。

4 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施 策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。
 - (1) 大気、水、土壌環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活 環境を保全すること。
 - (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
 - (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、自然環境及び歴史的、文化的な所産並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
 - (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に 関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、 地球環境の保全に貢献すること。
 - (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
 - (3) 環境の保全及び創造に関する行動の指針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を 講ずるとともに、塩竈市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。 (年次報告書)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(規制の措置)

- 第12条 市は、公害を防止するため公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採るよう誘導するため、必要かつ適切な経済的支援その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(水と緑の保全と創造)

- 第14条 市は、海その他の市の風土を象徴する水や緑が有する環境の保全上の機能を重視し、人と自然が触れ合う地域の形成を図るため、水や緑の保全及び創造並びにその推進に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、市の風土にふさわしいより質の高い環境を創造するため、公園その他の公共 的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講 じなければならない。

(公共的施設の整備等)

- 第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなければならない。 (廃棄物の減量の推進等)
- 第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及び エネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進しなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境教育の振興等)

第18条 市は、市民、事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

- 第20条 市は、第18条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。 (環境管理体制の整備の推進)
- 第21条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者がその事業活動を行うにあたり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第22条 第18条から前条までに定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果 的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければな らない。 (環境の状況の把握等)

- 第23条 市は、監視、測定等により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全及び創造に関する施策の 策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。
- 2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は,広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

- 第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に貢献できる施策を積極的に推進しなければならない。
- 2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

第4章 環境審議会

(塩竈市環境審議会)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、塩竈市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組 織)

- 第27条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 塩竈市議会の議員
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当と認めた者

(任期)

- 第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第30条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (部 会)
- 第31条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶 務)

第32条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委 仕)

第33条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

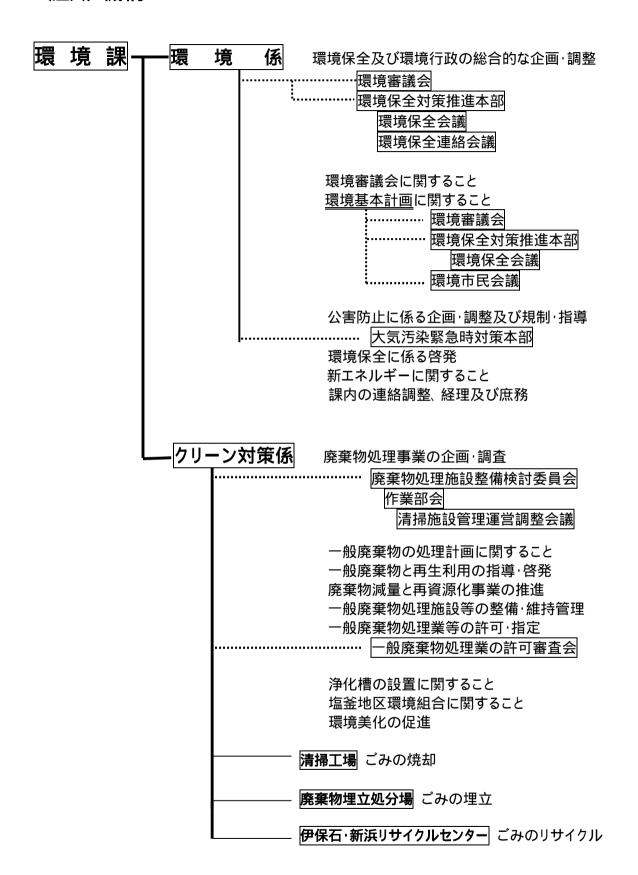
(塩竈市環境審議会条例の廃止)

2 塩竈市環境審議会条例(平成11年条例第14号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例により廃止する以前の塩竈市環境審議会条例による環境審議会委員は、この条例による塩竈市環境 審議会の委員に発令されたものとみなす。この場合において委員の任期は、平成13年11月21日までとする。

2.組織·機構



3. 塩竈市環境審議会

(会長・副会長・委員50音順・敬称略)

番号		氏	名	所 属 · 役職等
1	会 長	長谷川	信 夫	東北学院大学名誉教授
2	副会長	菊 地	$\dot{\underline{\Upsilon}}$	東北学院大学教養学部教授
3	委員	浅 野	敏 江	塩 竈 市 議 会 議 員
4	"	粟津	洋 子	み や ぎ 生 活 協 働 組 合 監 事
5	"	稲 井	謙一	塩釜瓦斯株式会社代表取締役社長
6	"	小 野	正 行	塩釜市浅海漁業振興協議会副会長
7		加藤	慶教	塩 釜 商 工 会 議 所 専 務 理 事
8	"	佐 藤	英 治	塩 竈 市 議 会 議 員
9	"	津田	武彦	塩釜市水産振興協議会ブランド化委員会
,		/∓ ш		作 業 部 会 長
10	"	鳥 越	紘 二	宮城県塩釜医師会副会長
11	"	馬場	正 子	塩竈まちづくり研究所環境部会委員
12	"	我 妻	キクエ	塩 竈 市 婦 人 会 副 会 長

(平成20年11月現在)

4. 塩竈市環境保全対策推進本部

(1)塩竈市環境保全対策推進本部設置要綱

(管理)署)

第1条 本市における環境の保全及び創造に関する主要な施策を決定し、その総合的推進を図るため、塩竈市 環境保全対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)環境保全及び創造に関する総合的な計画の策定及び実施に関すること
 - (2)その他環境保全及び創造に関し必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、塩竈市庁議等に関する規程(昭和60年庁訓第14号)第5条第2号に規定する職にある者をもって 充てる。

(職 務)

- 第4条 本部長は、推進本部を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は推進本部の会議を招集し、その議長となる。

(塩竈市環境保全会議)

- 第6条 推進本部に塩竈市環境保全会議(以下「環境会議」という。)を置く。
- 2 環境会議は、推進本部に付議すべき事項並びに推進本部の所掌事項に関し関係部課の協力及び調整に関 する事項について検討し、推進本部会議において決定された事項を処理する。
- 3 環境会議は、市民生活部長及び別表に掲げる職にある者及び市長が必要と認める者をもって組織する。
- 4 環境会議は、市民生活部長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 環境会議議長は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(塩竈市環境保全連絡会議)

- 第7条 推進本部の所掌事項についての調査研究及び推進本部会議において決定された事項を全庁的、総合的に推進を図るため、環境会議の下に塩竈市環境保全連絡会議(以下「環境連絡会議」という。)を置く。
- 2 環境連絡会議は、市民生活部環境課長及び各課(かい)庶務担当係長及び市長が必要と認める者をもって 組織する。
- 3 環境連絡会議は、市民生活部環境課長が必要に応じて招集し、その議長となる。 (庶 務)
- 第8条 推進本部、環境会議及び環境連絡会議に関する庶務は、市民生活部環境課において処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。 Md Ell
- この要綱は、平成11年8月3日から施行する。

(2)塩竈市環境保全対策推進本部構成(平成20年4月1日現在)

	役	職					職				名			
本	立	ß	長	市	長	;								
副	本	部	長	副	市長	/ 教	育	長						
				総	務		部		】	市			舌 部	長
				健	_ 康 _ 1	福一社	止_ : :	图	長	産_	業	É	部	長
委			員	建	設		部		長	市	立 病	院事	務部	3 長
				水	道		部		長	教	育	Ī	部	長
				政	策	調	整		監	危	機	管	理	監

(3)塩竈市環境保全会議構成

i	部	ź	<u>></u>	名					職					名	, 1		
議		Æ	Į.			市	民	生	活	音	ß ŧ	Ę.					
構	成		į														
	総		務		部	総	務	課	長	/ 政	び第	課	長	/ 財	政	課	長
	市	民	生	活	部	市	民	課	長	/ 瑗	り	課	長				
	健	康	福	祉	部	社	会福	祉	课長								
	産		業		部	水	産調	畏									
	建		設		部	都	市	計	画	課	長						
	市	立 病	院	事 務	部	業	務	課	長								
	水		道		部	総	務	課	長								
	教	育	委	員	会	総	務	課	長								

(4)塩竈市環境保全連絡会議構成

部		課	名				職			名	
議		長		環	境	課	長				
構	成	員		庶	務	担	当	係	長		
	各		課	竓	仂力	1브	=	「「「」	区		

5. 環境基準等一覧

(1)大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日環境庁告示第25号及び昭和53年7月11日環境庁告示第38号

X	分	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環基	境準	1時間値の一日平 均値が0.04ppm 以下であり、かつ、 1時間値が0.1 ppm以下であること。	1時間値の一日平 均値が10ppm以 下であり、かつ、1 時間値の8時間平 均値が 20ppm以 下であること	1時間値の一日平 均値が0.10 mg/m3以下であり、かつ、1時間値 が0.20mg/m3 以下であること。	1時間値の一日平 均値が0.04ppm から0.06ppmま でのゾーン内又は それ以下であるこ と。	1時間値が0.06 ppm以下であること。
長淳評	期的価	ppm 以下 年間における一日 ³ にあるものを除外し いて行う。 ただし、	一日平均値の2% 除外値が10ppm 以下 平均値のうち高い方 たもの(一日平均値 一日平均値につきま した場合は環境基準	の2%味外値ルこう 環境基準を超える	間 98%値が0. 04ppm から0.0 6以下までのゾー ン内又はそれ以下 年間における一日 平均値のうち低い 方から 98%に	
短 掉 評	期的価	1時間値の一日平 均値が0.04ppm 以下であり、かつ、 1時間値が0.1 ppm以下。	であり、かつ、1時	1時間値の一日平 均値が0.10 mg/m3以下であり、 かつ、1時間値が 0.20mg/m3 以下		1時間値が0.06 ppm以下

⁽備考)長期的評価にあっては、年間の測定時間が6,000時間未満の場合は評価の対象としない。

平成9年2月4日環境庁告示第4号

	X	分		ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環	境	基	準	1 年 平 均 値 が 1 0 . 0 0 3 mg/m3以 下であること。で	0 . 2 mg/m3以下	0 . 2 mg/m3以下	0.15mg/m3以下

ジクロロメタンについては平成13年4月20日告示

(2)水質汚濁に係る環境基準(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

生活環境の保全に関する環境基準

河 川

\ 区分	利用目		基	準	値	
類型	的の適応 性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群 数
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	1 0 mg/¦%以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/ポ以上	-
			(備考)基準	値は日間平均値と	する(海域等もこれに	:準ずる)。

(注)自然環境保全:自然探勝等の環境保全

工業用水3級:特殊な浄水操作を行うもの

環境保全:日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

海 域

F	√ 区分		基	<u>t</u> ž	集	1	直
24.5	類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(BOD)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌群 数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
	A	水 産 1 級 水 浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるも の	7.8以上	2mg/¦沉以下	7 . 5 mg/ ポ以下	1,000MPN /100ml 以下	検出されないこと。
	В	水 産 2 級 工業用水及びCの欄 に 掲 げ る も の	7.8以上 8.3以下	3mg/¦沉以下	5 mg/ ポ以下	ı	検出されないこと。
	С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/¦兆以下	2 mg/ ポ以下	ı	-

(注) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全:日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(3)地下水の水質の汚濁に係る環境基準等(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

区分	基準値	区分	基準値
カドミウム	0 . 0 1 mg/キネ以下	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	0 . 0 0 4 mg/ポ以下
全 シ ア ン	検出されないこと。	1,1- ジクロロエチレン	0 . 0 2 mg/ ポ以下
鉛	0 . 0 1 mg/ポ以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0 . 0 4mg/ポ以下
六価クロム	0 . 0 5 mg/ポ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/キネル以下
砒 素	0 . 0 1 mg/ポ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ポ以下
総 水 銀	0 . 0 0 0 5 mg/ポ以下	トリクロロエチレン	0.003mg/ポ以下
アルキル水銀	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0 . 0 1mg/ポ以下
P C B	検出されないこと。	1,3- ジクロロプロペン	0 . 0 0 2 mg/ポ以下
ジクロロメタン	0 . 0 2 mg/キネル以下	チ ラ ウ ム	0.006mg/ポ以下
四塩化炭素	0 . 0 0 2 mg/ポルト	シ マ ジ ン	0.003mg/ポ以下
ベンゼン	0 . 0 1 mg/キネ以下	チォベンカルブ	0 . 0 2 mg/ポ以下
セレン	0 . 0 1 mg/キネ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ポ以下
ふっ素	0 . 8 mg/ポルト	ほう酸	1 m g / キネ゙以下
(備考)基準値は年間平均値とする。	ただし、全シアンに係る基準値	直については、最高値とする。

(4)騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

地域の	時 間 (カ 区 分	該	当	地	域
類 型	昼間	夜 間	叔	=	걘	以
AA	50dB(A)以下	40dB(A)以下	環境基準に			
A及びB	5 5 dB(A)以下	45dB(A)以下	の委任に関 9号)第2項			
С	6 0 dB(A)以下	5 0dB(A)以下	が地域の区			

(注)1: AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2: Aをあてはめる地域は、専ら住宅の用に供される地域とする。

3: Bをあてはめる地域は、主として住宅の用に供される地域とする。

4: Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、道路に面する地域については次のとおりとする。

地域の区分	時間 (D 区 分
地域 切 区 刀	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有す る道路に面する地域	60dB(A)以下	5 5 dB(A)以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB(A)以下	60dB(A)以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために、必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

時間の	の区分	備考/個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主
昼間	夜 間]と∪て閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過 -する騒音に係る基準(昼間にあっては45テシヘル以下、夜間にあって
70dB(A)以下	65dB(A)以下	は40デシベル以下)によることができる。

(5)航空機騒音に係る環境基準(昭和48年12月27日環境庁告示第46号)

地域の類型	基 準 値 (単位:WECPNL)
	70以下
	7 5 以下

(注) をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、 をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 以外の区域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定、昭和51年12月28日宮城県告示第1

(6) 自動車騒音にかかる要請限度 (平成12年3月2日総理府令第15号 騒音規制法第17条第1項 の規定に基づ〈指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令)

(単位:デシベル)

		区域の区分	時間の区分				
			昼 間	夜 間			
_	区域	1車線を有する道路に面する区域	65	55			
a	凸塊	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65			
h	区域	1車線を有する道路に面する区域	65	55			
U	凸均	2車線以上の車線を有する道路に面する区域					
	区域	1車線を有する道路に面する区域	75	70			
C		2車線以上の車線を有する道路に面する区域					

(備考) a 区域:第1種低層住居専用地域,第2種低層住居専用地域,第1種中高層住居専用地域,

第2種中高層住居専用地域

b 区域:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

c 区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(7)ダイオキシン類に係る環境基準 (平成14年7月22日環境庁告示第46号)

	1 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
大気汚染に係る環境基準	0.6 pg-TEQ/m3以下
水質汚染に係る環境基準	1 pg-TEQ/I以下
水底の底質汚染に係る環境基準	150 pg-TEQ/g以下
十壌汚染に係る環境基準	1000 pg-TEQ/g以下

大気及び水質基準値は、年間平均値とする。 水底の底質を除く

土壌調査指標:250 pg-TEQ/g以上

6.環境保全年表

西暦	年 号	塩 竈 市	国及び宮城県
1966	昭和 41	松島湾が水質保全法による公共用水域の	
1967	42	調査指定区域に指定 環境衛生課衛生公害係を設置	「公害対策基本法」公布
1968	43	騒音規制法地域指定	「大気汚染防止法」「騒音規制法」公布
1969	44	水産加工団地操業開始、汚水の海中放流が	
		問題化	
1970	45	「塩竈市公害対策協議会規則」施行 市役所3階屋上に県一般環境大気測定局	「水質汚濁防止法」公布
4074	40	「塩釜局」設置 西島 欧 15 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
1971	46	悪臭防止法地域指定 新町川が国より「河川E類型」に指定される	「悪臭防止法」公布
		県公害防止条例の特別地域に指定	県衛生部に公害対策局設置
		環境衛生課を衛生公害課と清掃管理課に、	「県公害防止条例」制定
		衛生公害係を衛生公害課の公害対策係 と環境衛生係に組織変更	環境庁発足
		して は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	環境基準(水質汚濁、騒音)告示 大気汚染防止法による燃料中の
1972	47	松島湾等排水基準設定	いおう分規制
		仙台湾地域が国の公害防止計画地域に指定	「自然環境保全法」制定
1973	48	東北初の光化学スモッグ注意報発令 中の島水路埋立事業着工(悪臭対策)	「県自然環境保全条例」制定 環境基準(大気汚染、航空機騒音)告示
		Tの高小路径立事業有工(恋美が泉) 加瀬沼が県緑地環境保全地域に指定	「オキシダントに係る緊急対策要綱」実施
		市内13ヶ所で水準測量(地盤沈下調査)開始	
		地下水揚水量等実態調査(仙台平野地域)	
1974	49	開始	「県地盤沈下防止対策要綱」制定 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する
			が開心改同点の主角環境の整備等に関する 法律」制定
1975	50	振動規制法地域指定	工業用水法地下水採取規制地域指定 環境基準(新幹線騒音)告示
			「県公害白書」(現・環境白書)発刊
1976	51		「振動規制法」公布
			「公害の防止及び自然環境の保全に関する
			環境影響評価指導要綱」制定 航空機騒音の環境基準地域類型指定告示
1977	52		東北新幹線の環境基準の地域類型指定
			告示
1978	53	「塩竈市大気汚染緊急時対策規定」実施	「流域下水道設置条例」制定
		新浜町三丁目地内に地盤沈下観測井を設置	二酸化窒素の新環境基準告示 宮城県沖地震
1979	54	市の一部 37.2㎞が「県地盤沈下防止対策	
1982	57	要綱」の規制地域に指定される。	県公害防止条例による深夜営業騒音規制の
1983	58	中の島公園内に県自動車排出ガス測定局 「塩釜自排局」を設置	開始
.000		部制施行、環境部門を衛生公害課から市民	
1984	59	生活部生活環境課に組織変更。環境衛生係	
1985	60	と公害対策係を統合し、環境公害係とする。 県スパイクタイヤ対策条例重点地域に指定	
1300	00	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する	
		法律」により、浦戸朴島の一部が松島飛行場	
1000	C4	周辺区域に指定	「周っパイカタイヤが矢を囚しいた
1986	61		「県スパイクタイヤ対策条例」公布

西暦	年 号	塩 竈 市	国及び宮城県
1990	平成 2		「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する 法律」公布
1991 1992	3 4	酸性雨、酸性雪の調査を開始	環境基準(土壌汚染)告示
1993	5		「環境基本法」公布 環境基準(水質汚濁)改正
1994	6		国の「環境基本計画」策定 水質汚濁防止法排水基準改正 「県環境審議会条例」制定 環境基準(土壌汚染)改正
1995	7	宮町川水路にて八ゼ、ボラの多数斃死発生	「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行計画のための行動計画」 閣議決定 「県公害防止条例」改正 「県環境基本条例」制定 「地盤沈下防止対策要綱」廃止 大気汚染防止法の改正に伴う有害大気汚染 物質対策規程の設定 「県地球温暖化対策地域推進計画」策定
1996	8	環境、清掃部門を統合し、市民生活部環境課 に組織変更。 環境公害係を生活衛生係に 係名変更	改正悪臭防止法施行 環境基準(大気)改正 「県フロン対策協議会」設立
1997	9		「改正大気汚染防止法」「改正水質汚濁防止 法」「容器包装リサイクル法」施行 環境基準(地下水の水質汚濁)告示 「環境アセスメント(環境影響評価)法」「改正廃棄 物処理法」制定
1998	10		「地球温暖化対策の推進に関する法律」 1999年4月から施行 「県環境影響評価条例」制定 「県自動車交通公害防止計画」策定
1999	11	「環境率先実行マニュアル」を作成し、庁内において環境負荷削減の取り組みを開始「塩竈市環境保全対策推進本部」設置「塩竈市環境審議会条例」施行「塩竈市環境審議会」設置「本市の環境施策のあり方について」環境審議会に諮問	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 環境影響評価法施行 「特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理改善の促進に関する法律 (PRTR法)」制定 「仙台湾地域公害防止計画」期間延長 (平成15年度まで)
2000	12	番戚云に時間 「本市の環境施策のあり方について」環境 審議会より答申 「塩竈市環境基本条例」施行 「環境基本計画の策定について」環境審議会 に諮問 「塩竈市市民環境懇話会」設置	廃棄物処理法改正 「循環型社会形成推進基本法」公布
2001	13	「塩竈市環境基本計画ワーキンググループ」 設置	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の 推進に関する特別措置法」制定 「PRTR制度」施行 「家電リサイクル法」施行
2002	14	「環境基本計画基本方針」策定 生活衛生係を市民課に統合。 環境係を環境 総務係に、廃棄物対策係をクリーン対策係 に係名変更 「環境基本計画の策定について」環境審議会 より答申 「塩竈市環境基本計画」策定	「土壌汚染対策法」制定 「自動車リサイクル法」制定 「新エネルギー発電法」制定
2003	15	「塩竈市環境市民会議」設置	「自然再生推進法」施行 「土壌汚染対策法」施行 「環境の保全のための意欲の増進及び 環境教育の推進関する法律」一部施行

西暦	年 号	塩 竈 市	国及び宮城県
2004	平成 16	「しおがまエコ・オフィスプラン」開始 環境講演会(齋藤武雄東北大学教授)	ふるさと宮城の水循環保全条例 水道水質基準改正 大気汚染防止法改正(VOC排出規制等の 追加)公布
2005	17	塩竈市環境審議会 第二小学校子供エコ・クラブ 第1回「星を観る会」開催 16年度「しおがまエコ・オフィスプラン」 集計・報告 環境パネル展	「京都議定書」発効 「特定外来生物規制法」施行 「廃棄物と清掃に関する法律の一部(省令)」 改正施行 アスベスト問題多発 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例
2006	18	塩竈市環境審議会 環境講演会(齋藤武雄東北大学教授) 第二小学校こどもエコ・クラブ 第2回「星を観る会」開催 「第1回宮城県自然エネルギー等・省エネルギー大賞」において 自然エネルギー等導入促進部門 = 奨励賞 塩竈市「廃食用油から車を動かそう(バイオディーゼル燃料・BDFの利活用)」 省エネルギー促進部門 = 大賞 塩金まちづくり研究所環境部会「しおがま家庭の省エネ大作戦」 「宮城県産業廃棄物発生抑制等支援事業」における廃棄物資源循環型事業の指定を整計で入り研究所で国域とでの当までを開発では、10日民間では、115名加入し活動開始といる。 「宮域を計り、115名加入し活動開始といる。 「宮域を対したり間がまの環境の未来」を使保が、115名加入し活動開始といる。 「国域を対したり間がまの環境の未来」を使保が、115名加がまの環境の未来」を使保が、10日には、10月に報じては、10月に報に掲載できる。 第二、オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等で審議の上、10月に報に掲載	第三次環境基本計画閣議決定石綿被害者救済法公布 改正容器包装リサイクル法公布 地球温暖化対策の推進に関する法律の 一部改正 南極オゾンホール過去最大 「もったいない」精神、LOHAS流行 グリーン購入促進条例
2007	19	浦戸諸島にて「海辺の観察会」を開催 防衛施設庁告示第12号により、松島飛行場 に係る区域指定見直し実施 本市全域が指定外となる 環境パネル展 第二小学校こどもエコ・クラブ 「見つけよう伊保石秋の宝物活動」 平成18年度「塩竈市環境基本計画」「しおが まエコ・オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等 で審議の上10月広報に掲載 平成18年度「しおがまエコ・オフィスプラン」に て市庁舎の温室効果ガス削減率-13.5% エコdeスマイルコンテストinみやぎにおいて宮 城県知事賞を受賞 (バイオディーゼル燃料) ストップ温暖化一村一品全国大会においてバ イオマス賞を受賞 (バイオディーゼル燃料) 環境講座「塩竈市の新エネルギーと省エネル ギー」をマリンプラザにて開催	環境配慮契約法施行 バリ会議 (気候変動枠組条約第13回締約国会議)

西暦	年	号	塩 竈 市	国及び宮城県
2008	平成	20	環境パネル展 平成19年度「塩竈市環境基本計画」「しおが まエコ・オフィスプラン」を塩竈市環境審議会等 で審議の上10月広報に掲載 食育講座「エコ野菜を知ってる会」	洞爺湖サミット開催
2009	平成	21		

7. 廃棄物年表

西暦	年	号		一般事項		ごみ関係		 し尿関係
西暦 1941 1945 1946 1949 1950 1954 1955 1960 1961 1963 1964 1965 1966 1967	年昭和	号 16 20 22 24 25 29 30 35 36 38 39 40 41 42	111 3 6 7 9 9 7 7	一般事項 塩竈市市制施行 衛生課で廃棄物処理を担当 塩竈の公布 衛生課市以外の理場 条例公布 清掃法施行規則公布 塩竈が行規則公布 塩竈が行規則所 塩竈がにに関する条例 公布 衛要下に関する条例 公布	6 4 4 7 5 3 3	ごみ関係 市内中で実施 康塚に塵芥焼却炉を設置 (処理能力10t/日) 収集生ごみの農地園元開始 馬車1台にの農使用料を 10円徴収 全市域計画処理区域に設定 指定方の側側型区域に設定 指定方の場所(上の原、後選この原、後選この原、後選この原、後選この原、後選この時が、に近路の事件、とのでは、利用では、利用では、利用では、利用では、利用では、利用では、利用では、利用	10 10 11 3 11	し尿取扱料金18以10円 し尿取扱料金18以12円 伊保石し尿処理場着工 し尿処理場竣工 (処理場皮用料 180以30円(S41まで) し尿収集運搬業4社を許可 し尿取扱料金18以18円 し尿取扱料金18以18円
1968 1969 1971		43 44 46	7	環境衛生課を清掃管理課と 衛生公害課に組織変更、清 掃管理課を管理係、清掃第1 及び第2係の3係体制とする 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行			4 9 1 3	し尿浄化槽清掃業の許可を 2社追加 し尿取扱料金 18% 23円 し尿取扱料金 18% 29円
1972		47			4	浦戸地区各島にドラム缶改造 型簡易焼却炉設置	10	し尿処理場増設工事着工
1973		48		市民清掃日を4月から10月	2	可燃ごみは紙袋、不燃ごみは ビニール袋に区分した収集方 法実施		
1974		50	4 6 7	までの第2日曜日に実施 塩竈市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例施行 塩竈市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例施行規則 施行	7 7 9 11 1	計画収集開始(週2指定日収集、月1粗大ごみ収集) 庚塚で暫定埋立を開始 (S49/12まで) 事業者等による自己搬入の 有料化 焼却処分 100kg 100円 埋立処分 200kg 150円 犬猫等死体処分手数料を 1頭につき100円徴収 清掃工場(杉の入裏)着工 中倉埋立処分場重立を開始 (S50/6まで) 桂島、石浜地区簡易焼却炉	7	し尿処理場増設工事竣工 (処理能力54 75kl/日変更) し尿収集運搬処理手数料 18%40円 し尿浄化槽汚泥処理手数料 900%500円 市内10地区に分割し計画 汲取の開始

西暦	年号	큵		一般事項		ごみ関係		し尿関係
1976	昭和	51			7 11 12 4 5	中倉埋立処分場で暫定埋立開始。不燃物収集を一部委託建設中の清掃工場で試運転開始 伊保石塵芥焼却場を閉鎖一般廃棄物処理業(ごみ収集運搬)を3社に許可中倉埋立処分場竣工市全域(本土)の不燃物収集委託清掃工場竣工(処理能力90t/日)浦戸地区不燃物の本土収集	4	し尿収集運搬処理手数料 18ポ 52円 市助成金2円
1977		52	3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正	4 5 6	運搬開始 野々島及び寒風沢地区簡易 焼却炉設置 可燃物収集一部委託 (全体の12.5%) 一般廃棄物処理業(ごみ収集		
1978		53	6	6月12日宮城県沖地震発生 (清掃工場被害を受ける)	6	運搬)の許可を1社追加 手数料改正 焼却処分 100kg 200円 埋立処分 200kg 300円 宮城県沖地震により焼却炉が 崩壊した宮城東部衛生処理 組合の可燃ごみ受入 (55/3/31迄)	4 6	し尿収集運搬処理手数料 18以 62円 仙塩流域終末処理場運転 開始 公共下水道水洗化への 切り替え開始 浄化槽汚泥処理施設着工
1979		54			12	朴島地区簡易焼却炉設置	3	净化槽污泥処理施設竣工 (処理能力30kl/日)
1980		55	5	全国都市清掃会議東北地区 協議会を本市で開催 (5/7 - 5/8)	1 4	宮城東部衛生処理組合と 可燃ごみ焼却処理の相互 援助協定締結 手数料改正 焼却処分 100kg 400円 埋立処分 200kg 500円 収集区域の変更 可燃物収集委託拡大 (全体の25%)	10 4	計画汲取を自由汲取へ変更 し尿収集運搬処理手数料 18以第95円 し尿浄化槽汚泥処理手数料 900以第250円
1981 1982 1983		56 57 58	4	市民清掃日を4、7、10月の 第2日曜日に実施	12	一般廃棄物処理業(ごみ収集	7 8	U尿処理場前処理設備工事 U尿収集運搬処理手数料 18以 110円
1984		59				運搬)の許可を1社追加 新中倉埋立処分場建設		浦戸地区でコンポストトイレ
1985		60	11	部制施行、市民生活部清掃 管理課とする。業務係を1係		予定地決定 新中倉埋立処分場建設予定 地の環境アセスメント等調査		テスト実施(10基)
1986		61	8	に統合し2係体制とする 台風10号による8・5水害 発生				浦戸地区コンポストトイレ設 置5ヶ年計画実施(S61~H1)
1987 1988		62 63		災害廃棄物処理事業の実施	_	清掃工場煙突上部補修工事 清掃工場基幹的施設改造 工事(煙突、クレーン等) 新中倉埋立処分場第1期分 竣工		し尿処理場規模縮小改造工事(75 54kl/日) し尿処理場処理水の公共 下水道接続工事
1989		元	4	消費税導入	4	手数料改正 焼却処分 100kg 500円 埋立処分 200kg 700円	10	し尿収集運搬処理手数料 18ポ 113円 し尿浄化槽汚泥処理手数料 900ポ 1000円 し尿汲取手数料を条例削除

西暦	年 号		一般事項		ごみ関係		し尿関係
1990	平成 2	9	9/20(台風19号)、10/26及 び11/4(低気圧災害)と3連続 の水害発生 災害廃棄物処理事業の実施	10	再資源化対策事業開始 (8町内会をモデル実施) 再資源化対策事業実施区域 を拡大(29追加、37町内会 で実施)		合併浄化槽補助事業を開始 し尿収集運搬処理手数料 18 km 142円
1991	3	10	再生資源の利用の促進に 関する法律施行	4	再資源化対策事業実施区域 を拡大(39追加、76町内会 で実施)		
1992	4	7	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律一部改正	4	塩竈市指定ごみ袋使用の 試行開始		
				10	塩竈市指定ごみ袋使用を 完全実施 再資源化対策事業実施区域		
1993	5			4	を拡大(39追加、115町内会 で実施) 収集運搬業務の直営部門	10	し尿収集運搬処理手数料
				4	廃止し、全面委託 収集区域変更 再資源化対策事業完全実施		18岁 173円
1994	6	9	9/22低気圧による水害発生 災害廃棄物処理事業の実施	4	(離島除〈150町内会) 新中倉埋立処分場第2期分 調査開始	3	寒風沢漁港漁業集落環境整 備事業下水管路丁事着丁
			X100x10~14x0X10	11	塩竈市一般廃棄物処理基本 計画改定	4	浄化槽汚泥処理施設の脱水 汚泥を清掃工場で焼却処理
1995	7	6	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関す	2	河川工事に伴い、再資源化 分別作業場改修工事		<i>y</i> 2000 - 1000
			る法律発布	4	中倉次期埋立処分場施設整備に係る協定書締結(塩竈市漁業協同組合、塩竈市第一漁業協同組合、利府町須賀町内会、利府町)		
1996	8	4	清掃管理課を環境課に組織 変更、生活衛生を加え環境部 門を一本化 環境係、廃棄物対策係、生活 衛生係の3係体制とする	9 11	塩竈市分別収集計画策定 新中倉埋立処分場第2期分 竣工	3 4 9	二市三町 U 尿広域化覚書 締結 U 尿収集運搬処理手数料 18 以 200円 塩釜地区環境組合 U 尿処理 施設整備に係る協定書締結 (吉津、千賀の台、須賀町内 会)
						10 12	生活排水処理基本計画改定 寒風沢漁港漁業集落環境 整備事業排水処理施設着工
1997	9	1	厚生省、ごみ処理に係るダイ オキシン類発生防止ガイドラ イン策定			3 8	塩釜地区環境組合設立 塩釜地区環境センター着工
1998	10	3	塩竈市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例施行規則	4	ペットボトルの資源物回収 開始	2	寒風沢漁港漁業集落環境 整備事業排水処理施設竣工
		12	改正 廃掃法ダイオキシン規制 暫定基準値 80 ナノグラム	9	資源物収集区域変更 浦戸各地区簡易焼却炉を 廃止し、本土収集運搬開始 (可燃物週2指定日収集、プラ スチック系不燃物月1収集)		
1999	11	3	宮城県ごみ処理広域化計画 策定	3	浦戸各地区簡易焼却炉撤去	3	塩釜地区環境センター竣工 (4月より供用開始)
2000	12	6	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律一部改正				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
2001	13	4 5 6	家電リサイクル法施行 食品リサイクル法施行 フロン回収・破壊法施行 PCB特別措置法施行	7	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 新浜リサイクルセンター竣工 (プラスチック製容器包装の回収開始) 収集体制変更(収集ブロックを5ブロックに統一)可燃物の土曜収集・不燃物の隔週収集の開始		

西暦	年	号		一般事項		ごみ関係		し尿関係
2001	平成	13 14			12 11	清掃工場排ガス高度処理施 設等整備工事着手 清掃工場排ガス高度処理施 設等整備工事竣工	4	し尿収集運搬処理手数料 18%2230円
2003		15	5 7	5/26 三陸南地震発生 7/26 宮城県北部連続地震 発生	8	南郷町の宮城県北部連続 地震の災害ごみを受入		ا ۱۵۴۸ کی ۱۵۴۸
			10	パソコンリサイクル制度開始	10	(9/18 迄 524,380 kg) 河南町の宮城県北部連続 地震の災害ごみを受入 (12/5 迄 349,440 kg)		
2004		16	10	10/23 新潟地震発生	7	手数料改正経過措置 焼却·埋立処分料 100kg 750円 犬猫等死犬処分手数料 1頭 2,500円		
2005		17	1	自動車リサイクル法施行	4 6	清掃工場補修工事に伴い伴い宮城東部衛生処理組合へ焼却業務委託(2/21~2/28)手数料改正焼却・埋立処分料100kg1,000円清掃工場改良工事に伴い宮城東部衛生処理組合へ焼却業務委託(6/6~6/24)埋立処分場容量確保のため切替桝嵩上げ工事(22,500m3増量)		
2006		18	6	「容器包装リサイクル法」改正 市民清掃時の大型ごみ無料 受入廃止	3	埋立処分場延命化のため 自走式破砕機導入 プラ製品・ゴム製品・化学繊維 製品等を可燃ごみとした ・ごみ分別一部変更 ・ごみ指定袋変更		
2007		19	4 12	「容器包装リサイクル法」施行 (排出抑制促進措置等) 「食品リサイクル法」施行	5 6	プラスチック製容器包装の出 し方保存版を全世帯へ配布 塩竈市分別収集計画策定		
2008					10	みやぎレジ袋使用削減取組協定の締結		

塩竈市の環境

平成22年3月 発行

発行 塩竈市

編 集 塩竈市市民生活部環境課

〒985-0006 塩竈市字杉の入裏39番地の47

TEL 022 - 365 - 3377

FAX 022 - 365 - 3379

E -mail: kankyou@city.shiogama.miyagi.jp